



令和 6 年 3 月 29 日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令」について

東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例期間を 1 年間延長する政令が、本日（3 月 29 日（金））公布されました。

I 政令の概要

東日本大震災の被災者に対する災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 103 条）の適用期間について、令和 6 年 3 月 31 日までとされているところ、被災地における被災者の資金需要が引き続き見込まれることから、1 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとします。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の概要

東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の貸付条件について、償還期間の上限の延長（据置期間を含む。）、貸付利率の引下げなどの措置を講じます。

II スケジュール

3 月 29 日（金） 公 布
4 月 1 日（月） 施 行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付 中村、佐藤
03-5253-2111（代表、内線 51273、51274） 03-3503-9394（直通）